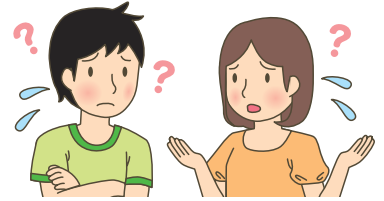




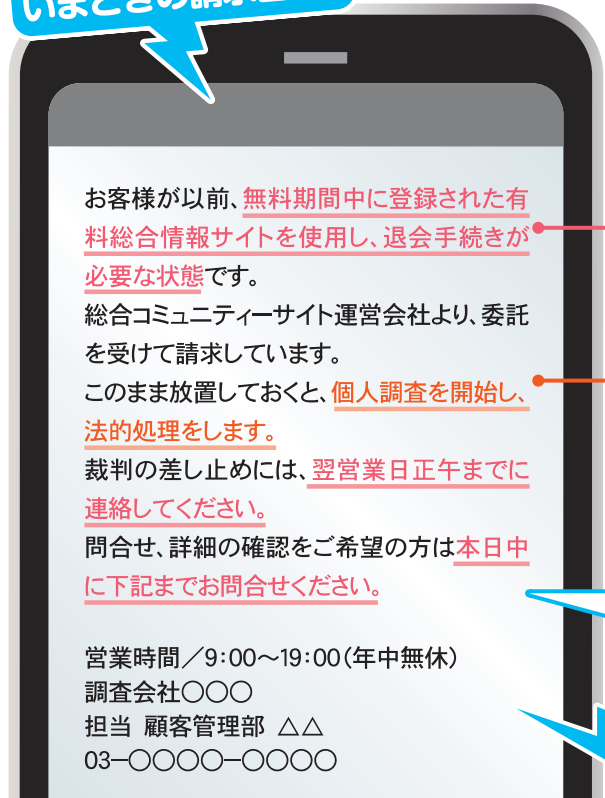
くらしのほっと通信

- P.2 架空請求・不当請求
- P.3 テスト室のこんな事例
- P.4 ゲームサイトに要注意
消費生活講座募集

▶ケータイ&スマホ 「利用した覚えのない請求」が横行



スマホに届いた
いまどきの請求画面!!



お客様が以前、無料期間中に登録された有料総合情報サイトを使用し、退会手続きが必要な状態です。

総合コミュニティーサイト運営会社より、委託を受けて請求しています。

このまま放置しておくと、個人調査を開始し、法的処理をします。

裁判の差し止めには、翌営業日正午までに連絡してください。

問合せ、詳細の確認をご希望の方は**本日に下記までお問合せください。**

営業時間／9:00～19:00(年中無休)
調査会社〇〇〇
担当 顧客管理部 △△
03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

携帯電話やスマートフォンに、有料サイトの料金が未納などと、心当たりのない請求のメールが届く…
架空請求・不当請求の相談は、携帯電話の普及とともに急増。最近、再び架空請求の手口が横行しています。

他には…

- 占い、着メロ、動画、ゲームサイトなどの料金が未納
- 情報サイトの利用料を延滞している

こんなことばも…

- 身辺調査・身元調査をする
- 調査費用も請求する
- 支払わないと自宅・勤務先へ回収に行く
- 固体識別番号*から法的手続きを取る
- 民事訴訟をおこす

*固体識別番号
すべての携帯電話に固有に付けられた機種名や製造番号など。
メールアドレスや電話番号、住所、氏名など個人を特定するものではありません。

こんな手口!

- あいまいな記憶に不安をあおる
- 期限を切って、あわてさせる

よく読むと、
変な文章であることが多い

問い合わせも
やめましょう!
自分は違うと伝える
必要ありません



不安に思っても、連絡してはいけません!!

対処方法は次ページへ

相談	月	052-222-9671	消費生活相談	土・日	土・日	土・日	土・日
	金	052-222-9674	架空請求ホットダイヤル		土・日	土・日	土・日
		052-223-3160	サラ金・多重債務特別相談		土・日	土・日	土・日

*相談は市内在住・在勤・在学の方が対象です

▶ ケータイ&スマホに届く架空請求!!

メールでアンケートに答えたり、懸賞サイトに応募したことはありませんか？
ポイントがもらえるというサイトや、占いサイトなどに登録してから、不審な請求や迷惑メールが多数届くようになったという相談もあります。

表紙のようなメールが届いたら…

- 「**有料総合情報サイト**を使用」 ←いつ、何を使用したのか、いくらなのかなどが全くわかりません。具体的な請求内容がないものは、おかしいと考えましょう。
- 「**退会手続きが必要な状態**」 ←登録した覚えのないサイトの退会をする必要はありません。
- 「**～までに連絡してください**」
「**下記までお問い合わせください**」 ←届いたメールに従って、問い合わせや退会手続きをとるなど、あわてて連絡すると、かえって電話番号やアドレス、名前などの個人情報を知らせることになってしまいます。請求メールがさらに頻繁に届くことにもなりかねません。



不特定多数の方に送りつけられる架空請求・不当請求のメールは無視!

架空請求 突然メールが届くなど、利用した事実がないのに、利用料などを請求される

不当請求 利用・アクセスした事実はあるが、利用料の説明がなく、無料と思っていたら利用料を請求されたり、有料と知ってはいたが、根拠のない高額な料金を請求される

▶ ケータイ&スマホ&パソコン アダルトサイトで不当請求!? 無料のはずが、突然有料に!

事例
1

スマホでネットサーフィンをしていたら、**無料アダルトサイト**につながった

「18歳以上ですか」と表示されたので「はい」をクリックした…

事例
2

興味本位で検索したアダルトサイト。**無料動画**を選んでクリック

いきなり登録完了になった。利用料金**5万円～9万円**などを○日以内に払うよう表示された!

いわゆる
ワンクリック
請求



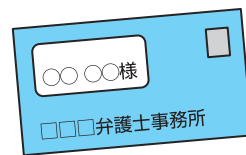
契約は申込みと承諾というお互いの意思表示の合致で成立します

事例のように、契約しようとする意思がなく、単に画像や年齢確認部分をクリックしただけでは、契約は成立していません。支払う義務はないので、請求には応じないようにしましょう。

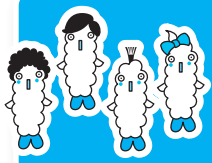
心当たりのない請求には、返信や連絡をしないで、個人情報を伝えないようにしましょう

▶ 弁護士名で「封書」が届いた場合

「遠方の弁護士事務所から携帯サイトの情報料の請求書が届いた。請求金額は延滞金がついて2,500円程だが、どうしたらよいか」



- ▶ 実は、携帯電話会社の公式サイトが未納だったという事例です。通常、携帯電話の公式サイトは電話料金と一緒に請求されますが、携帯電話を解約したため、サイトの料金のみが未納になってしまったようです。また、裁判所から封書が届く場合もあります。いずれも放置しないで、消費生活センターへご相談ください。

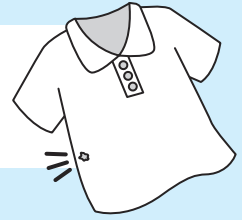


テスト室に持ち込まれた

こんな事例 あんな事例



長年、愛用していた白い綿のポロシャツ。
洗濯しようとしたら右脇腹に、1センチ程の灰茶色のシミが付いていたので、
酸素系漂白剤をつけて、もみ洗いしたところ、シミの部分に穴があいてしまった。



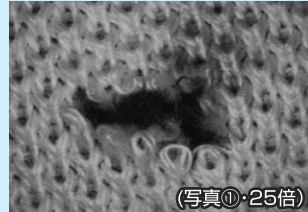
観察

穴の周囲が一部、灰茶色になっています。

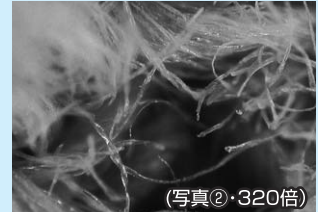
(写真①)

穴の周囲の糸を顕微鏡で調べると、
溶けたのではなく繊維がもろくなった所に
力が加わって損傷したようです。

(写真②)



(写真①・25倍)



(写真②・320倍)

試験 1

相談品のポロシャツのシミが付いていない
通常の箇所へ、同じ酸素系漂白剤を付けて
もみ洗いしてみました。

▶穴は開きませんでした。

試験 2

名古屋市工業研究所に検査を依頼して
エックス線顕微鏡で分析しました。

▶穴の周囲から、
鉄と銅が検出されました。

結果

金属成分が触媒※となり、**酸素系漂白剤の成分「過酸化水素」と、ポロシャツの繊維「綿」の成分「セルロース」が反応し、強度の弱い「酸化セルロース」に変化したと推定されます。**

そのため、通常のもみ洗いでも穴が開いてしまったものと考えられます。

金属が付着した原因は特定できませんでしたが、どの程度、金属が付着すると、こうした現象が起るかは不明です。

※触媒…それ自身は変化をしないが、他の物質の化学反応のなかだちとなって、反応の速度を速めたり遅らせたりする物質
(三省堂「大辞林 第二版」より)

アドバイス

酸素系漂白剤は、直ぬりタイプもあり、扱いやすく便利ですが、今回の事例では金属成分を含むシミ
だったため、ポロシャツの素材の「綿」と反応して穴があいてしまいました。

**セルロースを成分とする「綿」や「麻」製品などを漂白する際には、鉄や金具のサビ、
ネックレスなどの金属が摩擦で付着していないかなども注意が必要です。**



酸素系漂白剤の表示例

使用方法	使えないもの
	<ul style="list-style-type: none"> ・水洗いできないもの ・含金属染料で染めたもの ・金属製の付属品(ボタン、ファスナー、ホックなどの留め具)がついたもの ・試し方で変化したもの

試し方
目立たない部分に原液をしみこませて、すぐに洗剤液をつける。5分程度で変色するもの、白布をあて、たたいて色が移るものには使わないでください。

使用前には
注意書きと
使用方法を
よく読みましょう



お知らせ

「金融商品・高齢者 悪質商法110番」

平成24年9月29日(土)・30日(日) 午前9時～午後4時15分

相談電話 **052-222-9671** (※両日、土・日テレフォン相談 222-9690 でも相談できます)

※「金融商品・高齢者 悪質商法110番」に引き続き、10月1日(月)より「金融商品等特別相談」窓口を開設する予定です。

ゲームサイトに要注意!!

子どもにも多いオンラインゲームのトラブル。
テレビで無料というCMを見て利用したのがきっかけという相談もあります。
ゲーム自体は無料でも、ケータイやスマホで利用すると、パケット通信料金がかかります。
夏休みが終わったら高額な請求が…といったトラブルにならないよう注意が必要です。



事例 1 ゲームを勝ち進むために
アイテムを次々購入。
気づいたら料金が高額に…。

ゲームによってはアイテムなどを購入するにあたって、利用限度額を設定できる場合もありますので確認しましょう

事例 2 小学生の息子が
ケータイでゲームを利用。
勝手に母親のクレジットカードを
使い20万円の請求が
あった。



クレジットカードの管理

1回だけのつもりで子どもに使わせたクレジットカード。後日、カード会社から請求書が届き、何万円もの料金を無断で使っていたことが発覚！親がクレジットカードを使おうとしたら、利用限度額を超えていたという事例もあります。

ネット上でのカード決済は、暗証番号も不要な場合が多く、カードがあれば簡単に利用できてしまいます。カードの名義人である親には管理責任があります。「子どもが勝手に使ったので知らない」とは言えません。

未成年者の契約

未成年者が親(法定代理人)の同意を得ずにした契約は、原則、取り消すことができます。ただし、お小遣いの範囲内や、成人であると偽って契約した場合などは取り消すことができません。詳しくは消費生活センターへご相談ください。

消費生活講座 受講者募集

テーマ

くらしと経済



◆全4回 時間/午前10時~正午

No.	日程	テーマ	講師(敬称略)
1	9月13日(木)	消費者をめぐる経済問題	愛知学院大学 教授 宮原 正人
2	9月20日(木)	これからの日本経済について考える	NPOエイブロシス 証券カウンセラー 内田 英爾
3	9月27日(木)	暮らしの中の危険と損害保険	(社)日本損害保険協会 名古屋支部
4	10月4日(木)	生活設計と生命保険	(公財)生命保険文化センター

開催場所 名古屋市消費生活センター 第1研修室(伏見ライフプラザ12階)

募集人数 100名(定員を超えた場合は抽選)

受講料 無料

応募方法 「往復はがき」に ①講座名 ②住所 ③氏名(ふりがな) ④電話番号を明記の上、8月31日(金)までに当センターへ(必着)ウェブサイトからも応募できます。
<http://www.seikatsu.city.nagoya.jp/kouza/index.htm>

申込先 〒460-0008 名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階 名古屋市消費生活センター 消費生活講座係

*受講者募集についてのお問い合わせは ☎052-222-9679 まで

名古屋市在住・在勤・在学の方 利用のご案内

相談室

受付時間 月~金曜日 9:00~16:15 (祝日・年末年始を除く)
TEL **052-222-9671** 消費生活相談
TEL **052-222-9674** 架空請求ホットダイヤル
TEL **052-223-3160** サラ金・多重債務特別相談

受付時間 土・日曜日 9:00~16:15 (祝日・年末年始を除く)
TEL **052-222-9690** 土・日テレフォン相談
※架空請求、多重債務の相談もこちらの番号で受け付けています。
※土・日曜日は電話相談のみで、来所相談は行っていません。

くらしの情報プラザ

開館時間 月~土曜日 9:00~17:00 (祝日・年末年始を除く)
TEL **052-222-9677**
※くらしに役立つ幅広い情報を提供しています。

名古屋市消費生活センター 〒460-0008 名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階
TEL (052)222-9679 FAX (052)222-9678

パソコン用 <http://www.seikatsu.city.nagoya.jp>

携帯電話用 <http://www.seikatsu.city.nagoya.jp/m/>



●本誌の内容の無断転載と利用をお断り致します。
●このパンフレットは、古紙/リサイクル紙を含む再生紙を使用しています。